

令和3年10月会議  
第16回綾瀬市農業委員会総会議事録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年10月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号5番	見上智	議席番号11番	橘川利一
議席番号6番	多田平雄	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
		議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号4番 細谷則子

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請事案  
議案第36号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案  
議案第38号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案  
報告第10号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時34分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。ここの所少しずつ涼しくなってきました。コロナの方は落ち着いてきているようですので、このまま推移してくれるといいんですけど、また第6波が来ない様に、皆さんも引き続き感染予防に気を付けていただければと思います。

ただ今より第16回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。ただ今より第16回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、7番 山崎委員、8番 比留川晴雄委員のご両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧くださいと存じます。既に実施されております9月27日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10月27日 農地パトロール・農用地外2班、市内一円におきまして、多田委員、比留川晴雄委員、高橋推進委員が出席される予定でございます。11月2日 農地パトロール・農用地外3班、市内一円におきまして、山崎委員、新倉委員が出席される予定でございます。8日 農地パトロール・農用地外4班、市内一円におきまして、細谷委員、鈴木委員が出席される予定でございます。11日 農地パトロール・農用地外5班、市内一円におきまして、笠間委員、栗原委員、内藤推進委員が出席される予定でございます。15日 農地パトロール・農用地外6班、市内一円におきまして、森山職務代理、加藤委員が出席される予定でございます。18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 17回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。19日 農地パトロール・農用地外7班、市内一円におきまして、古塩会長、橘川委員、志澤推進委員が出席される予定でございます。同日 都市計画審議会、315会議室におきまして、会長が出席される予定でございます。25日 第17回農業委員会 総会、議会

棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請2件 3,835㎡、農用地利用集積計画決定5件 6,681㎡、相続税納税猶予証明1件 4,695㎡、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明1件 5,312㎡、法第4条届出2件 5,852.44㎡、法第5条届出2件 267.40㎡、法第18条通知等1件 991㎡、照会書による農地の現況1件 1,989㎡、農地法適用除外処分1件 159.70㎡、合計16件 29,782.54㎡でございます。

なお、右側の欄に先月までの案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]外3筆、地目畑、地積合計1,937㎡です。転用目的は駐車場、転用理由は、業務拡大に伴う貸駐車場の確保のためとのことでございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に浸透アスコン施工でございます。出入口は西側の県道方面にございますが、トラックの出入りを想定しているため、10mに拡幅いたします。また、申請外の土地と併せて2,000㎡を超えることから、都市計画法に係る開発許可を受け約14㎡の管理棟を建設する計画で、現在都市計画法第32条に基づく綾瀬市との協議が締結され、神奈川県へ開発の本申請を行う段階となっております。工期は令和4年2月1日から2か月間でございます。周辺への防除対策としましては、西側の県道沿いは既存の土留め擁壁を利用しその上にメッシュフェンスを、北側、東側、南側はコンクリートブロック2段積みしてその上にメッシュフェンスを施工して雨水

の流出を防止し、敷地内にて浸透処理いたします。計画区域内でございます。[REDACTED]につきましては、水路のため、今回の転用申請の対象外となっており、既に供用されていないことから、市からの払い下げを受けて令和3年2月19日付で所有権移転済みでございます。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であり、また、都市計画法に係る開発許可、雨水処理関係の許可、歩道の切り下げ拡幅の調整等、関係法令の手続きも併せて行っております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番（比留川 晴雄君）本件について10月18日第3班私その他、鈴木委員、栗原委員、内藤推進委員、事務局2名、計6名で現地調査を行いました。なお、本日の審議案件につきまして全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号6番、現地は膝上位まで雑草が伸びておりました。荒廃が進みつつある状況と判断しましたが、違法性は無いと思われまますので、第3班としましては転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外3筆、地積合計1,937㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。



○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉 委員

○13番（新倉 賢一君）トラックの駐車場として使われると言うことでして、42号線からの入り口のトラックが入るには狭い様な感じがするんですが、その辺の対応はどう考えていらっしゃるのでしょうか。それと、ここは通学路に指定されていますので、学校関係、落合小学校、春日台中学校、学校の方には連絡はされておりますでしょうか。

○参考人（XXXXXXXXXX君）厚木土木事務所の東部センターと協議して、10トン車トラックの出入りについては軌跡図がありまして、出入口を10mとし歩道の切り下げを12mの幅にするべく了解していただいています。実際の工事の前に申請いたしますが、今東部センターにはその図面で協議しております。12mの切り下げ幅ですと出入りは出来ます。学校の方には小学校、中学校は、私の方から説明に伺います。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 新倉 委員

○13番（新倉 賢一君）本件につきまして地元委員として発言します。申請地は譲渡人が農地として草刈り或いは耕運して管理しておりましたが、会社勤務等のためなかなか農作業に従事する時間が減少をたどっていると言うことで、当申請地は自宅より遠方にあり、農業機材等の運搬準備に困難をきたすなど、農地としての保全が難しくなってきたので、転用して農地活用を図りたいと言うことでございます。申請地の地元委員といたしましては、農地の減少は残念な思いがいたしますが、譲渡人の実情を考慮いたしますとやむを得ないかなと感じがいたします。近隣の農地の被害対策が取られていることや、事務局の報告のとおり許可基準第2種農地に該当し転用可能な農地のことから、転用はやむを得ない



と考えております。以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番でございます。申請人は記載のとおりです。

申請地は[ ]外4筆、地目畑、地積合計1,898㎡です。転用目的は中古車両置き場、転用理由は、既存置場の返却に伴う新規車両置場の確保のためとのこととございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工でございます。申請地西側、[ ]に、[ ]側へ出入口を設けて利用いたします。工期は令和3年12月1日から2か月間でございます。周辺への防除対策としましては、周囲を土留め鋼板で仕切り、土砂等の流出を防止し、雨水は敷地内にて浸透処理いたします。計画区域内にございます[ ]につきましては、市の水路でございます。現在は開渠でございますが、下水道課にて、暗渠へ変更する旨の自費工事申請を行ってございます。また、[ ]につきましては官地で、現在管理者と払い下げ手続き中でございますが、地目が雑種地のため今回の転用申請の対象外となっております。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であり、水路の自費工事申請、官地の払い下げ申請等、関係法令の手続きも併せて行ってございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番(比留川 晴雄君) 整理番号7番につきまして現地の状況は、■■■■は竹が出ておりました。■■■■は木が植えてありましたが、何の木かはっきりしませんでした。■■■■は竹が伐採されておりました。■■■■は雑草が刈られた状態でした。■■■■は柿の木が植えられておりました。こちらの土地はかなり荒廃が進んでいると思われませんが、違法性がないと思われるので、第3班といたしましては、転用はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、■■■■外4筆、地積合計1,898㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人(■■■■君)■■■■と申します。譲渡人、譲受人双方から委任を受け今回の申請をさせていただいています。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、譲受人の■■■■の現在の事業地が12月末をもって契約期限の終了が迫っておりまして、いろいろ今後の業務を考え中古車両の保管敷地として、今現在借りている1,818㎡程度の敷地を確保する必要がございました。現在の保管場所から車両の保管場所への移動を考え、幹線道路に近く圏央道、東名高速道路等にアクセスの良い申請地を選定し転用を行うこととなりました。市街化区域等も探しましたがなかなか折り合いがつかず、複数あった調整区域も■■■■、■■■■、■■■■、■■■■等検討しましたが、やはり面積等で所有者と折り合いがつか

ず断念せざるを得なく、所有者が同意してくれた本件申請地以外適地が見つかりませんでした。2 土地利用計画及び施設概要について、本敷地の周辺は東側が山林、                    、                    、西側が道路、北側が道路となっており、東側、南側、北側を隣接地等の境界に山留鋼板高さ 40 cmを設置して土砂の流出を防ぎます。進入路及び敷地内は砂利敷として碎石 40 厚み 10 cmとして、雨水については流域面積を留意し中央部分に綾瀬市の官地があります。官地が水の噴出が多く民地を侵食したため、その部分を自費工事として雨水対策を行い、敷地内は敷地内浸透処置とします。3 転用計画と周辺への防除対策等について、敷地内には大型車両、中型車両、乗用車をそれぞれ配置交換できるスペースを設けます。周辺の農地には被害が及ばない様に十分に配慮し、苦情があった場合は転用事業者が対応いたします。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、準備期間として 5 日間、自費工事水路盛土転圧、排水管基礎工、水路集水桝、菅きょ設置工、整地工として 18 日間、山留鋼板設置工事を 5 日間、碎石敷均転圧工事 4 日間を予定していますが、天候不順や正月が入る可能性がありますので、予備日を 11 日設け令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日を工事期間として予定しております。工事期間中の安全対策については、周辺の作業に支障をきたさない様に十分注意し現場責任者を常駐させるなど、不測の事態に対応できるように関係者の連絡網管理を徹底いたします。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、周辺地域の方々には個別に説明し十分理解を頂いております。6 施設の管理計画について、盗難を防止するための対策を考慮しながら、周辺には被害が及ばない様に十分配慮し周辺地域の作業に支障をきたさない様に十分注意します。なお、苦情などがあった場合は転用事業者が全て対応いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）地元委員として発言いたします。場所は■■■■に接しております。あと道路、比留川委員の説明のとおり入口の■■■■ほか3筆は柿の木が植わってまして一応畑らしく見えるんですが、奥の■■■■、■■■■は竹林が伐採されたのと竹林が生えている状況で、とても耕作というか荒廃してて、なおかつ先ほど説明がありましたけれど官地が入ってまして、上の方に■■■■があるそうなんです。代理人の説明なんですが、そこから水がオーバーフローして竹林の間、いわゆる官地の所に大きな轍が出来ていますので、とてもこのまま耕作するのは無理かなと、また、譲渡人2人は高齢であり農業経営は難しいかなと思いました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第36号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号55番についてを議題といたしますが、本件につきましては、第■■地区 ■■■■推進委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（ 第■■地区 ■■■■推進委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、第■■地区 ■■■■推進委員が退席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員2名です。それでは事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第36号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号55番でございます。賃借人の耕作面積は24,469㎡、申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,982㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間です。利用

目的は露地野菜、設定初年は、平成 27 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては 9 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積の 24,469 ㎡は、自作の田 3,761 ㎡、自作の畑 10,807 ㎡、利用集積による畑 9,901 ㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、田植機、コンバイン、防除機 6 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、父の計 3 名、従事日数は 330 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川 晴雄君）整理番号 55 番につきましては、現地の状況は耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。台 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）10 月 19 日に現地調査してまいりました。現地は耕運状態でした。借人は園芸協会に入っておられまして意欲的に農業経営に取り組んでおられます。農地として適正に維持管理されておりました。利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 55 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（第 ■ 地区 ■ 推進委員 入室、着席）





は問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願ひます。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号57番、現地の状況はブロッコリーの作付けがきれいにされておりまして、使用借人につきましては綾瀬市園芸協会に属されており、大変熱心に農業経営を行っております。農用地利用集積計画決定は妥当と考えます。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願ひいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号58番についてを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号58番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は21,474㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成31年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願ひます。使用貸人は農業経営を行っており、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢はXXXX歳、耕作面積の21,474㎡は、自作の畑6,633㎡、利用集積による畑14,841㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター2台、防除機2台を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は350日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定す



る要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番（比留川 晴雄君）整理番号58番、現地の状況は一面ブロッコリーが作付けされておりました。農地として適正に管理されておりました。第3班として今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号58番、現地の状況は大変きれいにブロッコリーが畑一面に作付けされておりました。畑の管理状況等大変熱心が伝わる圃場でありました。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号58番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は13,233.82㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和3年、新規の権利設定でございます。本件申請地は、令和3年10月まで、他の耕作者が利用集積で借り受けて耕作をしておりましたが、農地の集約化のため返却をされたため、

その後を引き継ぎまして権利設定を行うものでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。賃貸人は世帯員が160日農業従事をしてございますが、自宅から若干距離のある本件申請地は、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の13,233.82㎡は、自作の畑3,830.82㎡、利用集積による畑9,403㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。当該申請地の西側隣接地約30aを始め、近隣に農地を集約しており、一帯で耕作をされたいとの申し出でございます。農機具は、耕運機2台、トラクター2台、防除機3台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、母の計3名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番（比留川 晴雄君）整理番号59番につきましては、現地の状況は耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号59番につきまして、現地の状況は耕運状態で、特に問題点はないと判断いたしました。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。ご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号 5 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。議案第 37 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号 5 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX外 9 筆、登記地目田、現況田及び畑、地積合計 4,695 m<sup>2</sup>でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。相続開始年月日は令和 3 年 2 月 15 日、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございまして、申請地は全て相続税納税猶予の適用対象農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター 3 台、田植機、バインダー、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川 晴雄君）整理番号 5 番につきまして、現地の状況は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXは田んぼで刈り取りが済んだ状況でした。XXXXXXXXXXは畑で大根、里芋、ナス、サツマイモ、オクラ、トマト、ピーマン等が作付けされていまして。XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXは田んぼで刈り取りが済んだ状況でした。XXXXXXXXXXは畑でキャベツ、白菜、サツマイモが作付けされておりました。いずれも農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、適格者証明の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12 番 加藤委員

○12 番（加藤 栄三君）整理番号 5 番、地元委員として発言いたします。今比留川委員の説明のとおりで、田んぼ、畑、十二分に管理されております。申請人は近所でもありまして非常に懇親にしております。以前は会社と農業を兼務しておりましたが、父親が倒れてからは奥様と 2 人で積極的に農業を行っております。地元委員として相続税納税猶予の証明書の発行は妥当かと思えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、議案第38号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。議案第38号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX外2筆、地目畑、地積合計5,312㎡でございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしまして、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和3年1月28日でございます。当該生産緑地は主たる従事者のご自宅の裏で、生前、年間100日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。8番 比留川 晴雄委員

○8番(比留川 晴雄君) 整理番号1番につきまして現地の状況は、全面草刈りの後の状況でした。生前は農地として適正に管理されていたと認められましたので、第3班といたしましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いは問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君) 担当委員として発言いたします。申請地の状況につきましては、只今第3班比留川委員のご発言のとおりです。現状きれいに草刈りされております。申出者とお話しさせていただき、従事者が亡くなった後は近隣の方々に迷惑かからない様に管理を行っていただける旨のお話を伺いました。担当委員といたしましては証明事案の発行に何ら

問題ないと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第10号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の22ページをご覧ください。専決処分等について1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が2件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。次に24ページをご覧ください。2の「農地法第18条第6項の規定による通知」でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に25ページをご覧ください。3の「登記官照会書による農地等の現況について」でございます。登記官が地目変更登記を処理する際、必要に応じて、農業委員会に対し対象地の現況及び転用の有無等について、照会する場合があります、このたび1件の照会がありました。所在、土地所有者等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に26ページをご覧ください。4の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきましては、農地法第5条第1項第1号の規定により、都道府県が農業の振興上必要とする場合に農地を農地以外に使用する際は、農地転用の許可不要となるものです。このたび、神奈川県中央地域県政総合センター所長から協議がありました。賃貸人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。それでは、1から4までの詳細につきまして、次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の22ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号15番、16番の2件でございます。転用の内容は、整理番号15番が工場敷地、16番が駐車場で、地積合計5,852.44㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。続きまして、23ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号28番、29番の2件でございます。転用の内容は、整理番号28番が駐車場、29番が住宅敷地で、地積合計267.4㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。次に24ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知、整理番号9番でございます。利用権の設定を受けた賃借人の申し出により令和3年10月4日付けで賃貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。次に25ページをご覧ください。登記官照会書による農地等の現況について整理番号1番でございます。現地調査を実施したところ、現況は非農地であり、農地法5条の許可済みである旨を回答いたしました。次に26ページをご覧ください。農地法適用除外処分整理番号3番でございます。現在、神奈川県が行っております早川春日原地区の農道整備工事に伴い、農地を仮設道路、資材置場及び作業用敷地として、農地の所有者及び耕作者の同意を得て一時的に転用し、使用しておりますが、工期の延長に伴い、令和3年10月31日まで転用の期間を延長するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局次長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。


（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第10号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第16回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


10時17分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 晴雄 

綾瀬市農業委員会委員

山崎 弘子 